

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 71 号

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とする。

第2条に次の1項を加える。

2 条例第3条第2項第3号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の業種

(2) 保管用地の使用開始年月日

第3条第1項中「第3条第1項」の右に「又は第2項」を加え、同条第2項第4号中「施設配置予定図」を「施設配置図」に改める。

第4条中「から第3号まで」を削る。

第7条第1号中「第3条第1項」の右に「又は第2項」を加える。

第1号様式（表面）中「あて先」を「宛先」に、「第3条第1項」を第3条 第1項 第2項

に改め、同様式（裏面）中

行政庁の名称及び許可番号又は登録番号	第 号
保管用地の使用開始予定年月日	年 月 日

を

保管用地の使用開始予定年月日又は使用開始年月日	年 月 日
-------------------------	-------

に

改め、同様式注3中「すべて」を「全て」に改め、同注8を削り、同注9中「定める」を「掲げる」に、「かかる」を「掛かる」に改め、同注9を同注8とする。

第2号様式及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)